

# 2022年度事業計画

## 1. 総会の開催（法人会計）

- (1) 2022年6月に通常総会を開催し、①2021年度事業報告及び収支決算②2022年度事業計画及び収支予算等について審議。

## 2. 理事会の開催（法人会計）

- (1) 2022年5月に理事会を開催し、①2021年度事業報告及び収支決算②6月に開催する通常総会の議案等について審議。
- (2) 2022年10月に理事会を開催し、2022年度上期事業報告及び決算報告を中心として審議。
- (3) 2023年3月に理事会を開催し、2023年度事業計画及び収支予算について審議。

## 3. 正副会長・部長会議の開催（法人会計）

- (1) 原則として、総会、理事会の開催に先立ち、議案の内容について審議。

## 4. 眼鏡作製技能士へ移行するための特例講習会を行う教育事業

認定眼鏡士に対して「眼鏡作製技能士」へ移行するための特例講習会を行う。「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部が令和3年（2021年）8月13日に改正され「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」が新設され、試験業務を実施する。

### (1) 特例講習会の内容（公1）

- ① 眼科専門医との連携
- ② コンプライアンス
- ③ インディビジュアルレンズ・フレームの素材についての最新技術情報

合計60分（インターバルを除く）のビデオテキストによる講習、その後に修了試験を実施。試験内容は対象となる認定眼鏡士の等級で異なる。試験に合格後、等級に合わせた眼鏡作製技能士の称号が得られる。講習会の実施時期は7月27, 28日を予定。全国27ヶ所で、試験問題数は20問、合否基準は70点以上とする。

1級=後進の目標となる「眼鏡作製技能士」 認定眼鏡士SS級、SSS級

2級=業界のベースとなる「眼鏡作製技能士」 認定眼鏡士S級

## 5. 新入会員受付（法人会計）

- (1) 眼鏡専門学校を卒業した人の本協会への新入会は年間を通して随時受付を行う。
- (2) 国家検定試験を受験し合格した人の本協会への新入会の受付を行う。

## 6. 眼鏡作製技能士制度の普及、啓蒙事業（公4）

- (1) 消費者に対して眼鏡作製技能士の目的、役割等についてPR活動を展開する。
- (2) 各支部においては、10月1日のメガネの日、及び10月10日の目の愛護デーを中心に支部の実態に応じたPR活動を実施する。

## 7. 助成・社会福祉事業（公5）

眼鏡技術者の社会的使命を遂行するため、失明予防事業への助成や、メガネの無料点検などの社会福祉活動を実施する。

- (1) 毎年10月に開催される「目の愛護デー」の協賛活動は、支部単位にて参加する。
- (2) 日本失明予防協会への失明予防活動助成金の寄付を年1回、下半期に実施する。

## 8. 広報活動事業（公4）

- (1) 会員向け広報活動。会報7月号は事業計画や収支予算など、総会や理事会等の報告事項、国際会議などについて、1月号はブロック会議、日本眼鏡学会セミナー、各部会・支部活動などについて。会報は理事、監事、代議員などに送付するほか、HPへアップする。
- (2) ホームページの維持・改善。消費者、会員に向けて随時情報を更新する。協会事業及び重要事項を適時にHPにアップする。

## 9. 組織強化と支部活動支援事業（法人会計）

ブロック会議を開催し、協会の事業方針、活動内容を周知するとともに、支部役員との意見交換を通じ地方の声を協会の活動に反映させる。

- (1) 10ブロック毎にブロック会議を開催する。
- (2) 支部活動支援のため、原則として5月に支部助成金、申請した支部に10月支部PR活動助成金を支給する。

## 10. 眼鏡技術に関する国内外の資料及び情報の収集、調査、研究事業（公3）

ビジョンケアに関する新しい技術・知識について、資料及び情報を収集するとともに、眼鏡技術者の国際的な公的資格制度に関する調査・研究を行う。また、海外のオプトメトリリストの制度・ビジョンケアについての最新情報などについて調査、研究を行い、セミナー開催による情報の共有化等を図る。

- (1) 学術的テーマに関しては、日本眼鏡学会との共催によるシンポジウムを開催し、より幅広い技術・知識修得の場を提供する。
- (2) 眼鏡作製技能士制度が、消費者からより一層の信頼を得られるよう、制度の整備を図る。

## 11. 海外眼鏡技術者との交流事業（公3）

ビジョンケアに関する海外の状況を定期的に把握するとともに、日本の現状を紹介する。相互の交流を通じてビジョンケアの質的向上を図る。

- (1) 2年に1回開催されるWCO（世界オプトメトリー会議）へ出席。
- (2) 2年に1回開催されるAPOC（アジア太平洋オプトメトリー大会）へ出席。
- (3) 毎年開催されるISO国際会議へ出席。

## 1 2. 関係団体との協調に関する事業（法人会計）

- (1) 日本眼鏡関連団体協議会が原則として年4回開催する幹事会に出席し、眼鏡業界の動向把握・協調体制の確立に努める。
- (2) 日本眼鏡販売店連合会との協調に努める。
- (3) 各地区消費者センター等の関連団体との協調に努める。

## 1 3. 国家検定試験（特別会計）

「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部が令和3年（2021年）8月13日に改正され「技能検定」の職種に「眼鏡作製職種」が新設され、試験業務を実施する。

### (1) 学科試験（公1）

試験の実施時期は4月20日予定。全国8ヶ所で試験時間は90分、問題数は50問  
試験科目：①視機能系②光学系③商品系④眼鏡販売系⑤加工作製系⑥フィッティング系 ⑦企業倫理・コンプライアンス

試験内容：1級50題（多肢択一法）

2級50題 A郡（真偽法）25題、B郡（多肢択一法）25題

### (2) 実技試験（公2）

試験の実施時期は7月24日から8月22日予定、全国7ヶ所。

試験科目：1級① 視力の測定 30分

② フィッティング 20分

③ レンズ加工 25分

2級① 視力の測定 30分

② フィッティング 30分

③ レンズ加工 30分

（注記）

各事業計画末尾の（公1）、（公2）、（公3）、（公4）、（公5）、（法人会計）の解説  
公益社団法人への移行（平成23年4月1日）に伴い、公益事業を意識した事業運営が求められている。当協会が内閣府に対して申請した公益事業の概要を記載し、これまでの事業が公益事業のどの区分に該当するか、事業計画の項目毎に追記し明確化した。

（公1：公益事業1）＝「資格付与」に関する事業。

「眼鏡技術者の資質の向上を図ることを目的として、一定の技術・知識レベルを持った人、このように常に最新の技術・知識をもった人により、一般消費者が適切な視力を維持するための支援が出来る人材を公表することにより、一般消費者の利益の増進に寄与する事業。」

具体的事業

- ① 認定資格制定委員会の運営（法制部担当）

**(公2：公益事業2) = 「講座、セミナー、育成」に関連する事業**

「眼鏡技術者の資質の向上を図るため、会員はもとより一般の眼鏡技術者に対して、新しい技術・知識を盛り込んだ講習会を毎年開催する。このことにより、一般消費者は常に新しい技術・知識に基づくビジョンケアを受けることが出来るなど、**一般消費者の利益の増進に寄与する事業。**」

**(公3：公益事業3) = 「調査、資料収集」に関連する事業**

「国内外の眼鏡関連団体との交流を通じて、新しい技術・知識についての情報収集や、眼鏡専門学校の毎年の卒業生の優秀論文を収集してHPにアップし、眼鏡技術者の知識レベルの維持向上に貢献し、**もって一般消費者の利益の増進に寄与する事業。**」

具体的事業

- ① WCO（世界オプトメトリー会議）、APOC（アジア太平洋オプトメトリー大会）、ISO国際会議、等への出席や国内の眼鏡学校卒業生の優秀論文の収集などを通じて、国内外の新しい技術・知識の情報を収集（国際部、法制部担当）

**(公4：公益事業4) = 「キャンペーン」に関連する事業**

「会員の情報の公開等を通じて、一般消費者が適切な視力を維持するための支援が出来る人の存在を知らしめる等、**一般消費者の利益の増進に寄与する事業。**又、メガネの日を中心とした地域に於けるメガネの無料点検や洗浄、修理等のボランティア事業の他、HPを通じて会員並びに一般の眼鏡技術者に新しい技術・知識の情報を提供し眼鏡技術者の活性化を図り、**もって一般消費者の利益の増進に寄与する事業。**」

具体的事業

- ① 眼鏡作製技能士PR（広報部担当）
- ② 会報誌をHPへアップ（広報部担当）
- ③ ホームページの維持・改善（広報部担当）

**(公5：公益事業5) = 「助成」に関連する事業**

「失明予防活動への助成や、メガネの無料点検、優秀な商品開発の奨励などを通じた目に関する社会福祉事業。」

具体的事業

- ① 目の愛護デーへの協賛

- ② 日本失明予防協会への寄付

**(法人会計) =組織（日本眼鏡技術者協会）を維持するための活動**

具体的事業

- ① 総会、理事会、会員管理、会費の入金・支出管理等上記の5つの公益事業に属さない事業を「法人会計」関連事業と位置づけている。

以上